

金属材料研究所パンデミックフェーズ II ルールブック

新型コロナウイルス対策チーム 2020.06.08Ver.3(統一版)

目次

1. ルールブックとは？
2. パンデミックフェーズ II とは
3. 感染防止の基本ルールー物理的距離の確保(全レベル)
4. 個人が守る感染防止ルール 1ー健康管理の徹底(全レベル)
5. 個人が守る感染防止ルール 2ー行動管理と行動記録の作成(全レベル)
6. 個人が守る感染防止ルール 3ー来所管理・来所登録(レベル 4, 3)
7. 運営・業務における感染防止ルール 1ー濃厚接触者となることを避ける(全レベル)
8. 運営・業務における感染防止ルール 2ー部屋の密度を下げる(全レベル)
9. 運営・業務における感染防止ルール 3ー研究室・部署間接触を避ける(全レベル)
10. 運営における感染防止ルール 4ー入退室管理(レベル 4, 3)
11. 衛生管理のルール 1ー手洗い・消毒の徹底(全レベル)
12. 衛生管理のルール 2ー換気の徹底(全レベル)
13. 衛生管理のルール 3ー清掃・消毒の実施(全レベル)
14. 研究活動のルール 1ー実験の事前計画と効率的かつ安全な実施(全レベル)
15. 研究活動のルール 2ーオンサイトの活動は実験等に限定する(レベル 4, 3)
16. 研究活動のルール 3ーレベルの変化に対応した業務計画と緊急対処計画の準備(全レベル)
17. 研究活動のルール 4ーオンサイトの学生の活動(レベル 3)
18. 研究活動のルール 5ー感染防止活動のモニタリング(レベル 4, 3)
19. 研究活動におけるルール 6ー共同研究活動(レベル 3)
20. その他業務におけるルール 1ー工事・メンテナンス・大型物品納品(レベル 4, 3)
21. その他業務におけるルール 2ー納品と部外者の立ち入り(レベル 4, 3)
22. 出張のルールー(レベル 3 以降検討事項、現在は原則禁止)
23. 感染あるいは感染の恐れのある場合の通報ルール(全レベル)
24. 地震・火災等他の災害が発生した場合のルール(全レベル)
25. 別紙：東北大 BCP レベル 3 への移行準備を踏まえたレベル 4 下の業務の追加およびその実施の基準
26. 別紙：東北大 BCP レベル 3 への移行を踏まえた基準改訂と移行方法
27. 東北大 BCP レベル 2 における活動内容

注：本ルールブックは、現時点で主に東北大学 BCP レベル 4, レベル 3, レベル 2 について整理しており、レベル 1 については、順次追加する。また、レベルを上げる場合は、一気に上げるのに対して、下げる場合は段階的となるため、同じレベルでも内容がより細かく分かれ順次改訂されることになるため、両方で内容が異なることに留意する。

5月15日の大学のレベル3適用の考えおよび追加の安全考慮に基づき、変更した部分
5-4) (複数での飲食・会合は禁止、5/15日東北大通知適用)
13-3) アルコール消毒液の取扱注意
16-8) 26による、レベル3の基準設定
17-5) 管理体制の十分な浸透を確認できた場合、学生の活動を全学年へ緩和
19-2, 7) 26によるレベル3の基準設定
20-6) 県外業者の工事への26-10の準用
22-10出張への26-10の追記
26 別紙: 「東北大BCPレベル3への移行を踏まえた基準改訂と移行方法」の追加

6月1日より大学のレベル2適用の考えおよび追加の安全考慮に基づき、変更した部分
5-4) 飲食・会合についてレベル3, 2でそれぞれ記載
6 個人が守る感染防止ルール3—来所管理・来所登録にレベル2について追加
8-6 レベル2における1スパンあたりの人員の上限
10 レベル2においても入退室管理を明記
15 レベル2において、感染防止と業務遂行を両立させることを明記
16 レベル2における業務計画について記述
17-6) レベル2における学生の来所について記述
19-3) レベル2における出張について記述
20-5) レベル2における業者の立ち入りについて記述
21 レベル2における外部の立ち入りについて記述
22-119, 12) レベル2における出張について記述
27 東北大BCPレベル2における活動内容追加

1. ルールブックとは？

ルールブックとは、罰則付きの規則やべからず集ではなく、参加者が自ら決め、自ら守る事でゲームの成立を可能とする決まり事、ゲームにおいて要となる約束事です。どんな規則や注意事項も、参加者の自発的な意志と現場に応用するための柔軟で適切な工夫なくしては、機能しません。新型コロナウイルスの蔓延した世界で、どのようにして研究や教育を行って行くか、このルールブックは、金属材料研究所が安全に活動を行うための指針わかりやすく纏めるために作られました。

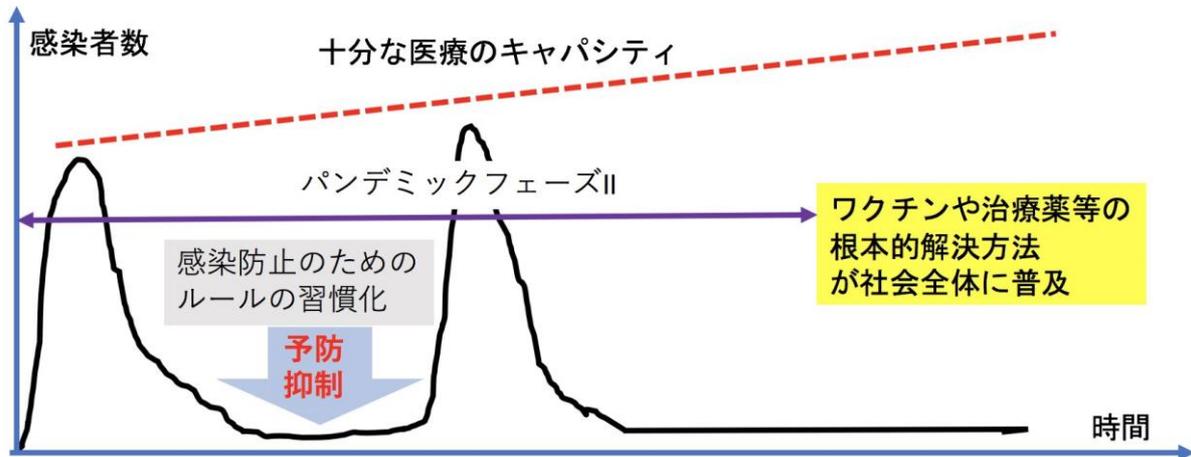
2. パンデミックフェーズIIとは

最初の大規模流行の抑制から、最終的に、ワクチンや治療薬等の根本的な解決方法が社会全体に普及し、パンデミックが終息するまでの間をフェーズIIとする。

フェーズIIにおける活動の基本的な考え方は以下の4点となる。

- 1) 決定的な治療法や予防法が見つかるまでの間、現状で可能な方法を駆使して強力な感染予防策を実施し、それに適合した研究・教育活動を行うことで、大学としての機能を果たす。

- 2) パンデミック期が1年以上の長期にわたる場合にも対応すべく、緊急的・一時的対応から持続的・長期的な対応へ移行し、新しい業務体制を確立する。
- 3) 第2波や第3波の感染爆発に対処する対応能力と備えを強化し、それにより、流行の規模を抑制し、医療や社会機能の崩壊を抑止する。
- 4) 感染者を出さないように予防を徹底することで、社会活動のレベルを維持する。



3. 感染防止の基本ルールー物理的距離の確保(全レベル)

現時点では、決定的な予防法がなく、発症(自覚症状の始まり)2日前から感染の可能性がある、また、無自覚・軽症の感染者も居るとされている。このため、全員が感染している可能性がゼロではない前提で行動する必要があり、この状況下では、物理的距離の確保が、感染防止方法のための第1ルールとなる。業務の内容に応じて以下のルールを守り、物理的距離を確保する。

- 1) 職場、市中、通勤において、他人と距離を取る事を徹底する。
- 2) 研究室間・部署間の物理的な接触を避ける。
- 3) 研究室内でも、物理的な接触は最低限にする。
- 4) 距離が確保出来ない業務や専門的で代替者の確保が困難が業務の場合は、複数の互いに接触しないグループ分け(ペア等)による交代勤務を行う。
- 5) 交代勤務が出来ない業務の場合は、感染防止用の防護具等を使用し、接触する時間と距離を最小化する。
- 6) 共同で行わなければならない以外の業務は、物理的距離を取って行う。
- 7) オンサイトでなくても実施可能な業務はテレワークで行う。

4. 個人が守る感染防止ルール 1ー健康管理の徹底(全レベル)

新型コロナウイルスの症状は、風邪やインフルエンザと区別が付きにくいいため、各自が体調変化を継続的に観察し、小さな変調であっても、自重して休息を取り、他人の接触を避けて、感染を広げないようにすることが大切である。

- 1) 毎日体温等をチェックし、風邪症状がある場合は、軽くても感染している可能性を考えて、自宅で接触を避けて経過を見る。

- 2) 新型コロナウイルスでは、非常に多くの場合、一旦熱が収まってから再度発熱し悪化する事が報告されているので、発熱があった場合は、完全に収まってから 48 時間(日数では 3 日間)は外出を避ける。熱が収まっても体調が完全に回復するまでの間の数日間は、自宅で勤務する。
- 3) 体調変化等を互いに報告しやすいように、部署で日頃から意思疎通を十分に図り、プライバシー保護を徹底する。

5. 個人が守る感染防止ルール 2—行動管理と行動記録の作成(全レベル)

感染防止には、業務中、私生活を問わず、常に、高い自覚、強い責任感、高い意識をもった行動が必要である。感染は接触や飛沫感染により生じるため、人混みや多人数での集団行動を避けるるとともに、毎日の業務および私的活動の行動記録をつけて、感染防止のための行動習慣の改善に役立てる。行動記録は、万が一感染が発生した場合に、拡大の防止や感染する可能性のある人の切り分けに必須である。

- 1) 感染防止のため、人混みを極力避ける。
- 2) 通勤においても、オフピーク通勤などを駆使して感染リスクを下げる。
- 3) 集団行動を避ける。
- 4) 集団での飲食などを避ける。多人数でのランチも避ける。
(レベル 3 においては、複数での飲食・会合は禁止、5/15 日東北大通知適用)
- 5) アルバイト等にあたっては、感染防止策が十分に取られており、いわゆる、密閉空間、密集場所、密接場面のいずれにもあたらないことを確認する。
- 6) 毎日の行動記録を行い、職場における濃厚接触者、出入りした場所等のリストを作製しておく。
- 7) 参考のエクセルフォームが新型コロナウイルス対策ポータルにある。このフォームは業務部分と私的な部分を分離して記入する方式となっており、プライバシーを保ちながら点検が可能である。健康な範囲での変化等はプライバシーにも関わる部分もあるので、学生や職員の健康記録の点検に当たっては、体温の記録そのものではなく、異常の有無(平熱かどうか)を把握するように注意のこと。

- 5) 講義配信、書類の取得など危険性のない業務実施のため1名で来所する場合、作業前後に部署のだれかに連絡を行い、安全な退所を確認する。

レベル4,3における来所管理と来所登録

レベル	業務計画	軽微な変更	大幅変更 原則外の 事項	予定外の短 時間の一時 立ち入り	来所 登録	来所時の 安全確認	特別な業 務
4	対策チ ーム承認	対策チ ームによる承認	対策チ ーム承認	対策チ ーム承認	必要	各部署	対策チ ーム承認
3	対策チ ーム承認	部門・部署 責任者承認	対策チ ーム承認	部門・部署 責任者承認	必要	各部署	対策チ ーム承認
2	部署責任 者承認	部門・部署 責任者承認	対策チ ーム承認	部門・部署 責任者承認	必要	各部署	対策チ ーム承認

BCP レベル 2:

- 1) 各研究室・部署のBCP2対応の業務計画(2週間毎)を作成し、部署内に徹底する。
- 2) 必ず毎回来所登録を行う。
- 3) 2週間毎に自己点検評価を行い、改善に努め、持続性を担保する。
- 4) 感染が多い地域への出張やこれらの地域からの受け入れは、新型コロナウイルスの事前点検に基づき対策を行った上、所長許可案件とする。

7. 運営における感染防止ルール 1-濃厚接触者となることを避ける(全レベル)

職場においては、業務を行うためには、接触が一定程度避けられない。その中でも、感染に繋がるような濃厚接触者となることを、お互いに来るだけ避ける事が重要になる。濃厚接触者の判断基準は、以下のいずれかを満たすかどうかであるが、短時間の接触でも、繰り返す場合は、積算で考える必要がある。

- 1) 1m程度の距離で、15分程度以上の時間会話等の接触があるもの
- 2) 2m以内の距離で長時間一緒に作業するもの
- 3) 個々の接触は短時間でも積算すると長時間になるもの

濃厚接触者となることを避けるためには、以下のルールを守ることが大切である。

- 1) 対面が避けられない事以外は、対面は避ける。
- 2) 必要な場合でも時間を最小限にする。
- 3) セミナーや打合せ、会議は全てオンラインで実施する。
- 4) 濃厚接触状態が避けられない場合は、以下の感染防止策を徹底する。
 - i. マスクとメガネ(だてメガネ含む)ゴーグル等の着用
 - ii. 会話する際に正面相対を避ける
 - iii. フェースガード、シールド板等の利用

- iv. 手洗いの徹底
- v. 不潔・清潔の区別を意識した行動

8. 運営における感染防止ルール 2-部屋の密度を下げる(全レベル)

各研究室、部署においては、互いに 2 m 程度の距離を確保し、部屋の密度を下げ、他の対策と併用して感染防止を行う。

- 1) 研究室・部署において、密集を避け、互いに距離を取れる配置とする。
- 2) 密集する場合は、執務スペースを別途設けるなどの対策を取る。
- 3) 対面する机の配置は避け、避けられない場合は、間仕切り板等を配置する。
- 4) レベル4において、業務時に 1 部屋に入る人数は 1 名以下とする(1 部屋 1 名の原則)。大部屋の場合に多数の装置が設置され、この基準が適切でない場合は、25 m²に 1 名を十分に下回るものとする。
- 5) レベル 3 においては、25 m²に 1 名を十分に下回るものとする。
- 6) レベル 2 においては、1 スパン 3 名以下を原則とし、可能な限り下げる。
- 7) 居室の机の配置は、1 スパンでは 3 名以下、2 スパンでは 6 名以下を原則とする。これを満たさない場合は、部屋を臨時に貸与する。
- 8) 互いに譲り合って部屋を使い、実験室と居室で可能なかぎり分散して業務を行う。
- 9) 書類作業等のオンサイトで実施しなくてもよい業務はテレワーク等も駆使して行い、居室で無用に長時間滞在しないようにする。
- 10) エレベーターの同上人数は 3 名以下とし、同乗中は静謐を保つ。3階以下は階段を使う。

9. 運営における感染防止ルール 3-研究室・部署間接触を避ける(全レベル)

感染が起こった場合でも、研究所全体に広げないために、研究室・部署間の直接的接触を最小限にする。

- 1) 書類や物品の受け渡しは、間接的な方法で行う事を徹底する。
- 2) 感染を媒介するような、多数が接触・集合するようなポイントを作らない。
- 3) 共通部署、他部署、他研究室への入室は基本的に行わない。
- 4) トイレ等もグループ毎に使用場所を定めて、相互感染を防ぐ。外来者の使用するトイレは限定する。
- 5) 所内の共通の器機利用や共同研究等においては、外部利用者と内部の教職員との接触を避ける事を徹底する。
- 6) サービス等で各部署に立ち入る場合は、保護具装着など感染予防を徹底する

10. 運営における感染防止ルール 4-入退室管理(レベル 4, 3, 2)

集団感染の防止や発生時の拡大の防止のためには、誰がいつどこにいたのかを把握する事が重要であるため、以下のように入退室管理を行う。

- 1) 建物は終日施錠とし、入退室管理記録により管理を行う。
- 2) 建物への入退室は東北大職員証、学生証とし、貸与カードを用いて入退室する場合は、だれがどのカードを使用しているか貸与記録簿を作成する。

- 3) 各研究室に入退室は、各自の行動記録によって行う。
- 4) カード式の電気錠が設置されている部屋においては、電気錠の入退室記録が利用出来ることを確認の上、これを利用して入退室記録を作成し、必要な時に利用するものとする。
- 5) 他部署からの立ち入りがある共有の装置がある部屋については、カード式の電気錠を早急に整備するものとする。

11. 衛生管理のルール 1-手洗い・消毒の徹底(全レベル)

新型コロナウイルスの感染において、接触感染を防止するためには、手洗い・消毒の徹底が必要である。各部署では、以下のように手洗い・消毒について整備と維持管理を行い、手洗い等のチェックリストに記入する。(新型コロナウイルス対策ポータルからリンク、所内のみ)

- 1) 各部屋あるいは、隣合った部屋に1つに手洗い場を確保する。
- 2) 手洗い場は分散して設置し、手洗いの集中により、手洗い場自身が感染源となる事を避ける。
- 3) 手洗い場には、液体石鹸、消毒液、固形石鹸などを備える
- 4) 手を拭くペーパータオル等を準備する(各自ハンカチ等でも良い)
- 5) ペーパータオル等を捨てるゴミ箱を準備し、ビニール袋をセットし、袋をきちんと閉じて廃棄する。

手洗い・消毒について、以下の原則を掲示するなどして、全員に徹底する。

- 1) 外や他部署から戻ったら手洗い
- 2) 食事(間食)前に手洗い
- 3) 作業中の部屋間の行き来を減らすように事前に準備
- 4) 居室や実験室に入室時手洗い
- 5) 複数の人の出入りがあれば作業後の退室時手洗い
- 6) 他部署に行く前に手洗い

以上についての、石鹸等を用いた 30 秒程度の手洗いに加えて、部屋の中で共有物等に触る際等における水による簡単な手洗い、すすぎなどを適宜加えて、手荒れ等を抑止しながら、必要な手洗いを実施する。

トイレは、職場においては、だれもが使う共通の場所のため、研究室・部署間の接触や外来者との接触を限定するためのポイントとなる。新型コロナウイルス感染症は下痢がみられることがあり、糞便から検出されることがある。感染が発生した場合、発症時に遡って、トイレの使用歴をチェックして、それにより感染のリスクを評価するのは不可能だが、予め使うトイレを決めておけば、接触した可能性のある方に迅速に警告し、出勤停止などの措置も限定したものとすることが可能になる。このため、以下のトイレ対策を行う。

- 1) 各研究室・部署で使用するトイレを決める。
- 2) トイレには、ドアのノブ、水栓のレバーやボタン、トイレトペーパーホルダー、便座等、多くの接触力所があるので、使用後は十分に手洗いを行う。

- 3) 水を流す時にフタを閉める事で舞い上がりを防止する。
- 4) 使用中は触る場所やものを最小限にとどめる。

12. 衛生管理のルール 2-換気の徹底(全レベル)

感染者の飛沫等に含まれるウィルスや外から持ち込んだウィルス等が漂う密閉された部屋に長時間滞在することはリスクが高いため、部屋の換気を良くすることが必要である。

- 1) 出勤時に窓を開放し、換気を行う。終業時は、夜間の降雨や盗難等に備えて、閉めて施錠する。
- 2) 常時窓を開放しても問題ない場合は窓を開放する。
- 3) 窓を開放出来ない部屋においては、換気扇(窓、ロスナイ)を常時稼働させ、換気を確保するとともに、定期的にドアを開けるなどして、換気を行う。
- 4) 換気の日安としては、朝、午前休憩時1回、昼食時、午後休憩時1回、終業時のように、大凡2時間に1度とし、日常の業務の習慣行動と関連付ける。
- 5) 作業等のために多人数が入室した場合は、事後に十分換気を行う。
- 6) 多人数で作業が必要な場合においては、原則窓とドアを開けて換気する。
- 7) 建物の風通りをよくするために、必要であれば、廊下両端のベランダの扉を適量だけ開放してよいが、ベランダへの立ち入りは禁止する。ベランダのドアは、帰宅時には閉める。
- 8) 窓やドアの開放については、盗難や侵入等も考え、不在時のドア施錠を徹底し、外からの侵入が可能な窓については、開閉の管理を適切に行う。

13. 衛生管理のルール 3-清掃・消毒の実施(全レベル)

感染防止のためには、感染を媒介する接触交差点—多くの人が触る場所や器具を定期的に清掃・消毒することが欠かせない。

- 1) 接触交差点となる場所、器機を洗い出し、定期的に清掃・消毒を実施する。
- 2) 接触交差点の候補としては、ドアノブ、エレベーター等のボタン、電話機、共用の情報端末等がある。
- 3) 清掃・消毒の材料としては、アルコール消毒液がある。アルコール消毒液は、燃えやすいので、適切な容器に入れ、内容の表示を行う。火気のそばでの保管や使用は避け、ストックする場合は、アルコールの保管ルールに準じて取り扱う。製品として販売されている手指消毒容器の手指消毒への利用を除き、スプレーボトルによる噴霧は禁止する。アルコール消毒液の利用については、火気(電気)含むに注意する。
- 4) 家庭用塩素系漂白剤を用いる場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使う。目安となる濃度は0.05%であり、製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlで希釈する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムの成分は経時変化するため、使用製品の濃度の経時変化等については、各メーカーのウェブサイト等で確認する。例えば花王のハイターでは、以下の情報が示されている。
https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics_107.html
- 5) 塩素系漂白剤を用いる場合は、塩素系と酸性の洗剤の混合による塩素ガスの発生、いわゆる「混ぜると危険」に注意する。

- 6) 塩素系漂白剤を用いる場合は、金属を腐食させる可能性があるため、稀釈する場合は、金属容器を用いないようにするとともに、使用場所について十分に検討する。
- 7) 消毒液も廃液となるため、適切な量を使用し、未使用分を多量に下水に流さないように注意する。

14. 研究活動のルール 1-実験の事前計画と効率的かつ安全な実施(全レベル)

研究活動においては、不要な接触を避けるために、十分な事前準備を行い、効率良くかつ安全に実施する事が重要である。

- 1) 実験を行う前に手順を十分に検討し、事前準備を行ってからオンサイトの作業を行う。
- 2) 実験時に立ち入る場所は最小限に限定し、作業が終了したから速やかに退出する。
- 3) 実験を行うにあたっては、事前の体調管理、行動管理を徹底し、感染を持ち込まないようにする。
- 4) 危険性の少ない習熟した作業においては、支援者は別室等離れた場所で待機し、定期的に安全を確認する。
- 5) 複数で実施する作業の場合は、防護具等を使用して感染予防を行う。
- 6) 複数で実施する場合は、1週間単位で固定したペアで実施する。
- 7) 各種モニタリング、web カメラ、自動測定などを駆使して、効率的な実験と装置管理を行う

15. 研究活動のルール 2-オンサイトの活動は実験等に限定する(レベル 4, 3, 2)

BCP レベル 4, 3 においては、事務作業やデータ整理、論文執筆等はテレワークを基本とし、オンサイトの活動は維持管理や実験等の必須の活動に限る事で、感染を防止する。

研究室等の事務のテレワークにより人の密度を下げることで、感染予防と実験等のオンサイトの活動が両立出来るため、事務職員がテレワークを行うこと自体が研究室への大きな支援となる。講義がオンラインであることに対応して、研究室のセミナー等も全てオンラインとする。

レベル 2 においては、オンサイトの作業とテレワークを組み合わせ、感染防止と業務遂行を両立した実施体制とする。

全てのレベルにおいて、研究活動は、本ルールブックの基準に合致した感染防止策を取る事が前提であり、単なる以前の活動への復帰ではない。

- 1) レベル 3 以上における研究においては、オンサイトが必須の活動を峻別する。
- 2) 講義がオンラインである間は、研究室のセミナー等も全てオンラインとする。
- 3) レベル 3 においても、事務作業はテレワークを基本とする。テレワークの体制は長期に渡る実施に対応するため、機材、スキル、処理手順等を、継続的に改善・強化する。
- 4) 安全教育や講習等はオンラインで実施する。
- 5) レベル 2 においては、業務実施のために部署内での自由度を持たせる事より、業務と感染防止を両立させる。そのため、オンサイトで実施する必要性がない業務については可能な限りテレワークで実施する。

16. 研究活動におけるルール 3-レベルの変化に対応した業務計画と緊急対処計画を準備する(全レベル)

- 1) 5月11日の臨時部局長会議で示された、「研究活動の遂行あたり踏まえるべき原則」に従って金属材料研究所が作成した「新型コロナウイルス感染症防止対策管理体制に係る申請書」に従う行動計画とする。
- 2) レベル4での業務計画については、「東北大BCPレベル3への移行準備を踏まえたレベル4下の業務の追加およびその実施の基準」で示す数値に基づき作成する。
- 3) 業務計画の前提として以下の3点を十分に踏まえる。i)レベル4の下での研究活動は例外的な活動であり、引き続き感染拡大の防止と早期の終息が最重要課題である。ii)研究活動の拡大のみを指向する計画にならないように、感染が完全に終息してない下で適切な水準にとどめることが必要。iii)基準は、これを満たせば感染のリスクが無いというようなものではなく、レベル4の基本的な考え方である相互接触を避けるために最低限必要な方法を示すものである。
- 4) 感染については、近接に伴う飛沫等による感染、共用部分等の汚染による接触感染、人混みなどにおける偶発的な感染、の3つのリスクを踏まえて、それぞれを抑制する必要があるため、これらに応じて、同時に活動出来る人数、1日に来所出来る人数、各自のテレワーク率を定める。
- 5) レベル4での業務計画においては、上記の基準を満たす事を確認するために、「レベル4シフト計画シート」を利用してシフト表を作成する。このシートでは部屋数、職員数、学生数などを入れることで、活動の数的な基準が算出出来る。
- 6) シフト計画については、新型コロナウイルス対策チームの確認を受け、不十分な場合は協議により基準を満たせるように修正する。
- 7) 認定したシフト計画を実施するためには、来所する人について、感染防止確認にシートにより、健康管理、行動管理が行われている事を確認する事が前提となる。
新型コロナウイルス対策ポータルからリンクあり(所内のみ)
- 8) 5月15日の東北大のレベル3への変更により、5月20日から、「26. 東北大BCPレベル3への移行を踏まえた基準改訂と移行方法」を適用する。レベル3においては、レベル4の管理基準の考え方を前提とし、数量管理の基準数値を変更することで対応する。
- 9) レベル2においては、レベル4、3までの感染防止の考え方を踏まえつつ、部署毎に包括的な業務計画を作成して実施する。これにより、業務を効率的に実施する自由度を確保しつつ、研究活動にメリハリを持たせ、感染防止対策と両立を図る。
- 10) レベル4が再度発令されることに備えて、体制、機材、備蓄、運営方法などについて、検討し、十分な準備を行う。
- 11) 所内における感染発生により、即時に退出しなければならないことに備えて、実験の立ち下げ手順を検討し、緊急対処計画を確立しておく。

17. 研究活動のルール4-オンサイトの学生の活動(レベル4、3、2)

- 1) レベル4においては、D3、M2等で、学位取得のためにどうしても必要な場合は、BCPレベル4として計画を行い、特別許可あるいはレベル4下でのシフト計画により、最低限の実験を実施可能とする。

- 2) レベル4においては、D3以外のDC学生において、特別な事情で、緊急に実施する事が必要な場合は、特別許可により、最低限の実験を実施可能とする。
- 3) レベル3においては、DC以下の学生を含めて、来所者に加える事を可能とするが、来所人数等の総量等の基準は緩和しない。
- 4) 学生全体へのオンサイトの活動の拡大については、レベル2への移行による活動再開に向けて準備を行う。
- 5) レベル3における管理体制が十分に浸透した事を確認出来た場合、上記)をレベル3においても適用開始する。
- 6) レベル2においては、学年による来所の制限は行わない。

18. 研究活動のルール5-感染防止活動のモニタリング(レベル4、3、2)

感染防止対策においては、実施状況を点検、モニターして、実効性を担保するとともに、各研究室において習慣として定着することが欠かせない。

- 1) 研究室における健康管理と行動管理・行動記録については、各研究室内で実施状況を点検して、週報を行い、実施状況の把握と、改善に努める。
- 2) 不十分な点については、各研究室内で自己点検し、問題点を洗い出して改善を行う。
- 3) 新型コロナウイルス対策チームは、実施状況について、定期的に現地調査や聞き取りを行い、各日に実施されているか点検する。
- 4) ルールブックの内容について、自己学習する教材や確認度試験などを導入して、徹底を図る。
- 5) 新型コロナウイルス対策チームは、毎月の実施状況について纏め、自己点検評価を行い、結果を大学の担当部署に提出する。
- 6) 実施状況については、構成員に公開し、情報共有を行う。

19. 研究活動のルール6-共同研究活動(レベル3、2)

- 1) レベル3においては、所内の研究活動も選択的に実施していることから、所内の研究活動を優先する。
- 2) 所外の利用が認められる必要条件是、i)極めて緊急性が高い、ii)感染率が低い地域から安全に移動可能、iii)接触を避けて自ら実施可能、iv)所内と同等の基準の感染防止対策が行える、の4つとする。ただし、本項の適用は、**東北大の県を越える活動の許可が出た後に適用する**。地域の安全度は、26-10を参考に判定する。
- 3) 東北大はレベル3においては、県を越える移動は原則禁止、レベル2においては、感染が収まっていない地域との間での出張は特別な場合のみ所長許可で実施なっている。これを踏まえて、特別許可の地域外への出張についても、当面、新型コロナウイルスの事前確認事項とする。
- 4) 所外の共同利用については、センター等においては、センター長から出された計画に基づき、新型コロナウイルス対策チームが個別あるいは包括的に承認を行って、実施する。

- 5) 外部の利用者については、1)健康管理(過去 2 週間以上), 2)行動記録の把握(過去 2 週間以上), 3)感染防止対策や準備, および 4)利用者の感染対策への理解、の 4 点の管理が十分出来てない部局、感染予防意識が不十分なグループの利用は認めない。
- 6) 学内他部局においても、学位取得・卒業や研究上の死活的重要性があるものみに絞って、実施を行う。また、実施出来る研究に限られる中においては、1つのグループからの利用件数は十分絞り込んで行う。
- 7) 県外からの共同研究については、委託測定などを基本とする。共同利用で委託測定をする場合は、旅費に相当する額をインセンティブとして、実施のために必要な経費や感染対応の装備などに利用出来るようにする。
- 8) 以上に加えて、26-9, 10 を適用する。

20. その他業務におけるルール 1-工事・メンテナンス・大型物品納品(レベル 4, 3, 2)

- 1) 工事・メンテナンス等は、来所登録(工事・大型納品・整備等)により登録を行い、確認事項を満たすものだけが実施出来る。確認事項を満たせないものは、作業計画の提出と特別許可が必要。
- 2) 県内の業者の実施する工事・メンテナンスで、事務部、施設、テクニカルセンター等が実施するものは、来所登録(工事・大型納品・整備等)により登録を行い、各部署の管理下で実施する。
- 3) レベル 4 において県内の業者の実施する研究室の工事・メンテナンス・大型物品の納品については、来所登録(工事・大型納品・整備等)により登録を行い、新型コロナウイルス対策チームの確認を得て実施する。
- 4) レベル 3 において県内の業者の実施する研究室の工事・メンテナンス・大型物品の納品で、作業員が 3 名以上、作業時間 3 時間以上のものについては、来所登録(工事・大型納品・整備等)により登録を行い、新型コロナウイルス対策チームの許可を得て実施。それ以下の人員、時間の案件は登録のみで個別許可は不要。
- 5) 県外の業者の実施する案件については、事前に担当部署と新型コロナウイルス対策チームが協議して判断する。その際、26-10.の判定基準を準用する。感染が収まってない地域との移動がある場合は、所長特別許可を必要とする。
- 6) 新型コロナウイルス対策チームの確認は、登録フォームによって行っており、実施日前日に登録されたものは全て登録日に確認し、問題があれば申請者に連絡を行う体制としている。

21. その他業務におけるルール 2-納品と部外者の立ち入り(レベル4, 3, 2)

- 1) 納品については、現在と同じく、講堂で納品とするが、レベル 3, 2 への移行準備も踏まえ、発注量については制限は設けない。(レベル 4, 3, 2)
- 2) 薬品については、建物入り口が平日施錠されている間は個別に入口で受け取りとする。(レベル 4, 3, 2)
- 3) 建物入り口の施錠管理が通常に復帰した場合は、薬品については、各室まで配達可能とするが、受け渡しのために研究室への入室は行わず廊下での受領とする。(レベル 4, 3, 2)

- 4) 外部からのセールスのやポスティングについては、受け入れない。(レベル 4, 3, 2)
- 5) 工事や納品の打合せ等は原則電話等で行い、どうしても必要な現場確認においては、工事等と同様に登録を行う。(レベル 4, 3, 2)

22. 出張・旅行のルール(レベル4, 3, 2)

- 1) 出張については、緊急事態宣言が全国に出されている間は許可制とする。
- 2) レベル 4, 3 における許可の基準としては、東北大学が県を越える移動を原則禁止している下でも、真にやむを得ない事情で実施する事が必要なものに限る。
- 3) レベル 4, 3 における出張は、打合せや会議参加等は対象にならず、オンサイトの活動が必須で、かつ延期できないなものに限る。
- 4) レベル 4, 3 における出張は出張計画は、移動手段、現地での行動管理等を明確にして、新型コロナウイルスチームに計画を提出し、問題点等を検討の上、所長決裁とする。
- 5) レベル 4, 3 における出張は感染者数が少ない県への出張から帰還後は、帰還後一週間は基本的に自宅勤務とし、帰還日から 8 日後(翌曜日)からの出勤とする。どうしても出勤しなければならない場合も、可能な限り短時間とし、所内で他人と接触しないようにする。
- 6) レベル 4, 3 における出張等で、特定警戒都道府県に滞在した場合は、期間後 2 週間は自宅勤務とし、帰還日から 2 週間(同一曜日)から出勤可能とする。
- 7) 特定警戒都道府県を通過したのみで、感染に繋がる濃厚接触者がなく、十分な感染防止策が取られている場合は、期間後 1 週間は自宅勤務とし、帰還日から 8 日後(翌曜日)から出勤可能とするが、帰還日から 2 週間(同一曜日)までは、所内で基本的に他人と接触しないようにする。
- 8) レベル 3 においては、基本的に学生の出張は認めない。
- 9) やむを得ない事情による私的な旅行については、許可は不要であるが、上司に旅行の期間と行き先(都道府県)は届けるものとし、帰還後の扱いは出張と同等とする。
- 10) 上記に加えて、レベル 3 においては、26-10 を適用する
- 11) レベル2において、移動が部局長の特別許可を要しない場所の場合は、当面事前登録制とし、新型コロナウイルスチームによる確認を受ける。特別許可を要する地域については、申請に基づき新型コロナウイルスチームが事前点検を行い、所長決裁を得る。移動において、感染が収まってない地域を通過する時は、新型コロナウイルスチームが安全対策を確認する。
- 12) レベル 2 において、帰還後は、1 週間の経過観察とし、その間は、基本的に大学において他人との接触を避ける。

23 感染あるいは感染の恐れのある場合の通報ルール(全レベル)

感染が疑われる症状が出た場合は、指示された連絡先に躊躇なく速やかに連絡する。それによって、さらに、濃厚接触者を洗い出し、自己隔離等を迅速に行う事で、感染の拡大を防止する事に繋がる。プライバシーは保護するので、絶対に隠さないこと。

感染疑いもしくは陽性確認の時の連絡先と手順。

1. 2020covid19@imr.tohoku.ac.jp へメール
2. 総務係 022-215-2181(平日)か警務員室 022-215-2119(休日)に電話
3. 大学のフォームへ入力

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd1bR9vCcuKedbrI3Smspt2q0Tm8I271eRI-IECLYZphxG8Wg/viewform?pli=1>

4. 研究科の担当へ連絡(連絡体制は以下からリンク)

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/condition.html#3>

感染疑いもしくは陽性確認が合った場合の対処(以下は保健所等の指導に従って対処することになるので変わり得る)

1. 感染者発生部署や感染者の濃厚接触の可能性のある者
 - (1) 感染拡大を避けるため、相互の接触を避けながら退出準備
 - (2) 保健所の聞き取りに備えて行動記録の提出を準備し、整理する
 - (3) 体調不良がある場合は、その場で自己隔離する。その後、指示を得て指定される場所に移動する。
2. その他の人員
 - (1) 全ての活動を停止し、器機停止等の必要な安全措置を取り、指示に従って帰宅
 - (2) 自宅までは、どこかに立ち寄る事無く、真っ直ぐに帰宅する。
 - (3) 濃厚接触者が特定されるまでは、念のため自宅においても可能な限り接触を避けて、自己隔離とする。

対外的な情報発信は研究所として行うので、研究所外に対して各人が感染者に関する情報を発信しない

24 地震・火災等他の災害が発生した場合のルール(全レベル)

地震・火災等他の災害が発生した場合は、避難と安全確保が最優先するため、感染防止については、避難が完了し、安全が確認されるまでは優先事項としない。

- 1) 避難場所については、従来の計画通り指定された場所とするが、集合した後は、グループ間で出来るだけ距離を取り、必要以外の会話は行わず静粛を保つ。
- 2) ヘルメットに装着したマスクを煙対策と感染防止のために、速やかに装着する。
- 3) 安全が確認後、引き続き所外で待機する場合は、指揮統制班は、避難場所を分散させるように指示する。
- 4) 大規模地震等の場合は、対処に不要な人員を帰宅させ、密度を下げることで感染防止を図る。
- 5) 避難場所や指揮統制所を開設する場合も、感染防止を考慮して、密度を下げる。

東北大 BCP レベル 3 への移行準備を踏まえた
レベル 4 下の業務の追加およびその実施の基準

2020.05.12 新型コロナウイルス対策チーム

1. 現在の東北大 BCP レベル4においては、対象となる研究活動は、以下の 1)-3)である。
 - 1) 安全・装置の維持
 - 2) 継続していた実験の立ち下げ
 - 3) 長期に継続している研究で中止による大きな損失を被る場合また、上記の実施にあたっては交代制が基本、立ち入り者相互の面談を避けて実施することとなっている。そのため、会議セミナー打合せは全てオンラインとし、事務業務は原則テレワークとなっている。

2. 今回、宮城県における状態の改善を踏まえ、今後のレベル 3 以下への移行に備えて以下の項目を追加する。
 - 4) レベル 3 に向けた装置の立ちあげ、調整等の準備作業
 - 5) 停止が長期化することにより重大な問題が生じる最終学年の学生の実験等、テレワークでは不可能な研究活動および極めて緊急性の高い実験。

3. 研究活動の実施の基準については、以下の3つが前提となる。
 - 1) 今回追加するのは、レベル4の下での例外的な活動であり、引き続き感染拡大の防止と早期の終息が最重要課題である。
 - 2) 研究活動の拡大のみを指向する計画にならないように、感染が完全に終息してない下で適切な水準にとどめることが必要。
 - 3) 基準は、これを満たせば感染のリスクが無いというようなものではなく、レベル4の基本的な考え方である相互接触を避けるために最低限必要な方法を示すものである。

4. 感染については、近接に伴う飛沫等による感染、共用部分等の汚染による接触感染、人混みなどにおける偶発的な感染、の3つのリスクを踏まえて、それぞれを抑制する必要がある。
 - 1) 飛沫感染等の近接による感染の防止のためには、相互接触しないように同時に活動する人数を減らし、離れて作業等を行い、2名以上での近接した作業が避けられない場合は感染の広がりを抑制するため、例えば教員と学生等で固定したペアを作り、ペア間の接触を避けることが必要となる。
 - 2) 共用部分等の汚染による接触感染を避けるためには、1日あたり来所する人数そのものを抑制することで、接触感染の機会を低下させることが必要となる。交代制を取れば近接による感染は抑制出来るが、人数が多くなれば、接触感染のリスクが高くなるため、毎日全員が時間交代制で勤務するような体制は実施出来ない。

- 3) 偶発的な感染の抑制のためには、外出、特に人混みへの外出を避ける必要があるため、出勤する日数自体の抑制が必要となり、一定のテレワーク率を維持する必要がある。

5. レベル 4 における活動の具体的基準

- 1) 基本的に、各部屋で同時に作業する人員は 1 名以下とする。このため、共用事務スペースや倉庫などを除いた居室・実験室の数を 1 日に活動する人数の上限とする。偶発的に行き違う事を避けるため、この上限より十分に下げる事が望ましい。この上限は、1 日あたりの来所者数の上限等についての様々な例外に拠らず満たす必要がある。
- 2) 来所については、時間制限はなく終日の活動を可能とする(深夜に単独で実験しないなど通常守るべき規則は当然適用する)。
- 3) 各スタッフの出勤率は 40%以下、テレワーク率は 60%以上とする。出勤率やテレワーク率は必要なら 2 週間の平均値とすることが出来る。
- 4) 1 日に来所できる職員・学生の合計人数の上限は、教職員(PD 等を含む、職名に拠らず事務業務を行うものは対象外)の総数の 30 %を少数点以下を切り上げた人数とする(例えば 5 名であれば、 $5 \times 0.3 = 1.5 \Rightarrow 2$ で 2 名)。勤務時間がフルタイムでない職員の場合は、フルタイムに換算した人数とする(例えば、週 20 時間であれば $20/37.5 = 0.5$ 人)として合計し、合計人数の少数点以下を切り上げる。他部局や他組織に属するものはこの数に入れない。
- 5) 来所出来る学生は原則 D3, M2 とする。特別な事情によりこれに加える必要がある場合は、業務計画の点検時に協議する。
- 6) 学生の研究について、教員による現場での近接しての助力や安全管理が必要な場合、あるいは、複数で行わないと実施出来ない実験については、1 週間単位で固定したペアを組んで実施する。ペアを頻繁に入れ替えることは、グループ全体に感染を広げる可能性があるので行わない。
- 7) 感染防止のために必要であれば、振り替え等で休日を使うことは可とする。
- 8) オンライン講義の配信のために来所が必要な場合は、1 日あたりの来所数の上限の枠外とし、終了後速やかに退出する。研究室内のミーティングやオンライン会議等は、この例外に含めない。
- 9) 対象となる学年の学生数が多いために、この基準では緊急に必要な活動が行えない場合については、9 月卒業の学生は枠外とすることで調整する。それでも、不足する場合は、業務計画の点検時に協議する。
- 10) その他、部屋の形態や特別の事情がある場合は、取扱について業務計画の点検時に協議する。
- 11) 所長、副所長、大洗センター長については、管理・運営上の必用性があるため、研究室の枠外とする。
- 12) 基準については、大学の方針、感染者の増減、学内での感染者の発生等により、変更する必要がある場合は、変更する。

6. 作製は、別添のレベル4シフト計画により、東北大学のBCPレベル4の考え方を前提として作成する。作成した計画については、対策チームが点検し、不十分な点については協議して変更し、確定させる。

レベル4業務計画										
研究室名										
灰色部分を入力する										
居室数(共通事務スペース等は除く)	3									
実験室数(倉庫等は除く)	5									
最大作業可能人数(1部屋1名)	8									
各教員のテレワーク率(2週間平均)	60%以上									
教職員数(教授、准教授、助教)	4									
枠外の教員数	0									
PD等研究員数	0.8									
1日あたり出勤者割合	0.3									
出勤可能者数(教職員研究員合計)	2									
D3(3月卒業)	2									
M2(3月卒業)	2									
D3(9月卒業)	1									
M2(9月卒業)	1									
出勤可能者数(教職員学生合計)	2									
9月卒業を枠外とする出勤可能者数(教職員学生合計)	4									
確定出勤可能者数(教職員学生合計,協議調整後)	3									
灰色部分に各部署の数字を入力		教員1	教員2	教員3	教員4	PD1	D3学生1秋	M2学生1秋	M2学生2	出勤者数
青色部分の数字の範囲でシフトを組む	月	○				○	○			3
出勤者は○で示す	火					○	○			2
ペアとなる組は色で示す	水	○			○			○		3
ペアは1週間単位で固定	木		○		○			○		3
独立の場合は色付け不要	金		○	○					○	3
各日の出勤者は確定出勤可能者数(青色)の数以下	土									0
各教員の出勤率は40%以下	日									0
	出勤日	2	2	1	2	2	2	2	1	
	出勤率	40%	40%	20%	40%	40%	40%	40%	20%	

東北大 BCP レベル 3 への移行を踏まえた基準改訂と移行方法

2020.05.18 新型コロナウイルス対策チーム

1. 5月15日付けで、東北大 BCP レベルが3に引き下げられた。東北大におけるレベル3の活動の基準は、以下の 1)-3)である。
 - 1) 実験・研究を遂行するための必要最小限の人数が必要最小減の時間立ち入り
 - 2) 講義、会議セミナー打合せは全てオンライン(研究室内も同様)
 - 3) 出勤する事務職員は限り無く少なくする
2. 大学においてレベル3の適用の考え方は以下のように整理している
 - 1) 活動は大学対策本部への申請に基づく許可制(部局内では部局管理組織による許可)
 - 2) 学生: i)旅行、規制は国内、国外とも禁止、ii)アルバイトは社会維持業種かつ3密を避ける、あるいは出勤を要さない業務のみ、iii)複数人での会合、歓談、食事、イベントは自粛
 - 3) 教員: i)出張は業務上やむをえない場合に部局長の許可制、ii)複数人で会合、歓談、食事、イベントは自粛
 - 4) イベントはオンライン開催
 - 5) 図書については間接的な貸し出しとする
3. 金研においては、東大本部にレベル3への移行方針を提出・承認後、5月20日から順次移行する。各部署は、本改訂基準により、レベル3対応のシフト計画を作成し、新型コロナウイルス対策チームの確認を受けて、実施する。
4. レベル3に移行する前提条件として、以下の4点を満たすものとする。
 - 1)健康管理・行動管理が実施されていることの確認
 - 2)手洗い等の感染防止対策の整備と換気対応が実施されている
 - 3)来所登録がきちんと行われていること
 - 4)ルールブックを読み、理解していること
5. 各部門・部署の責任者は、上記4の実施状況を点検し、オンライン週報により報告する。また、感染防止対策の実施状況を自己評価により報告し、改善に務める。自己評価基準は、以下の5段階とする。今週は全職員・学生がまだ出勤しないため、最高で3程度となるが、全員への徹底を経て、6月第1週頃に、4になるように進める。
 - 5: 全員に徹底されており、現場でも正しく行動出来ている
 - 4: ほぼ徹底されているが、現場での一層の改善が必要
 - 3: 教育は終了したが、現場での全員への徹底は実施中
 - 2: 一部に未教育、不理解、不適切な行動があり改善指導中
 - 1: 教育中あるいは準備中

6. 各部門・部署において、各自の出勤率、最大来所人数割合、最大活動人数の数的基準は以下の通り段階的に変更する。(灰色分は実施状況により調整する)

日時	各自出勤率%(最大)	来所人数割合(最大)	活動人数(最大)	対象学生
5/15-19	40%(2週平均)	教職員の30%	部屋数以下	原則最終学年
5/20-24	60%(2週平均)	教職員の50%	部屋数以下	優先度の高い学生
5/25-31	80%(2週平均)	教職員学生の60%	25 m ² に1名	全学年
6/1-7	80%(2週平均)	教職員学生の70%	25 m ² に1名	全学年

7. 事務職員、テクニカルセンター、共通部門

- 1) 研究室系の事務職員については、テレワークを原則とするが、以下の条件を満たす場合、特別許可により週1回の出勤を可能とする。i)本人の環境として可能であり、本人に疑念・不安がないこと、ii)通勤経路を把握し、感染予防対策を取ること、iii)必用性が明確で、実施内容が事前に整理されていること、iv)健康管理・行動管理とルールブックの理解がされていること、v)所内で業務以外の無用な接触を行わないことが徹底されていること
- 2) テクニカルセンター、事務部、共通部門等においては、レベル3の業務計画を提出し、新型コロナウイルス対策チームの承認により実施する。

8. レベル変更に対応したスペースの確保等を実施する

レベルの変更により、来所人数が増加する事に対応し、執務場所の確保を以下の通り実施する。

- 1) 研究室の居室においては、既に配分した1名あたり8 m²以上(相互平均距離3.2 m)を利用し、不足する場合は、臨時部屋配分を受けて、確保する。
 - 2) 事務部等においては、出勤率の増大に向けて部屋調整を行う。
 - 3) 島状の対面型机配置の場合は、スタガード配列か防火対策と整合するシールド等を設ける。
9. 学内の他部局の研究者受け入れ、他部局と兼務するもの、民間等研究員の扱い
前提条件として、以下を満たすものとする。
- 1) 金属材料研究所の管理体制を遵守し、理解していること、i)金研ルールブックの読了と理解、ii)事前の来所登録、iii)健康管理・行動管理の実施、iv)受け入れ部署等における追加ルールの徹底、v)毎日の活動場所の記録。金研で身分を持つ者については、ii)は、金研の来所登録により実施する。
 - 2) 所属部局における新型コロナウイルス感染症防止対策理体制が確立し、大学の許可を得ていること
 - 3) 現状況下において、金研での活動を所属先の部局長あるいは会社等が組織として許可していること。年度初めに提出する承諾書等はこれにはあたらぬ。
 - 4) 民間研究員等においては適切な責任賠償保険が適用されること

10. 出張、学外および県外研究者受け入れ可否の数値基準の設定

これだけは守ろうー金研の新型コロナ対策まとめ

1ー健康管理の徹底

- 体温測定をはじめ健康管理の徹底
- 体調がおかしい時は自重し休む、自宅で勤務

2ー行動管理・行動記録

- 行動記録を行い、万が一に備える
- 通勤・外出・食事ー自覚的な行動管理

3ー来所管理・来所登録

- 計画的でメリハリハリの効いた勤務・活動
- 来所登録を毎日行う

4ー手洗い・消毒・換気

- 外出後、作業後、食事・間食前の手洗い
- 装置エチケットー消毒も片付けの1つ
- 2時間に1度外気を、常時機械換気か窓開放
- 使うトイレを決めて

5ー物理的距離の確保

- 密集は避け、接触は最小限に
- 共同作業ではマスク・防護具使用
- 対面は正対を避け、短時間、距離を取って
- 部署間接触は最小限に
- 固定したデユオ、トリオで学生指導

6ー打合せ・セミナーはオンラインで

- 打合せ・セミナーはオンライン
- 居室の席は1スパン3名以下を目安に

7ー全ての外来者は管理、登録と記録を

- 県外からの来訪者は危険地域を判定して可否決定
- 共同利用者は事前来所届けと毎日の来所登録
- 立ち入り業者は工事・納品登録、接触は最低限
- 個人的共同研究・打合せも来所登録
- セールス・相談は電話・メールで

8ー出張・旅行

- 必要性と危険性および対策を十分に検討
- レベルに応じた手続を遵守(6月は要チーム確認)

9ー通報と緊急連絡

- 感染や恐れの場合には速やかに通報
- 個人情報を守り組織的に対処
- 相談し易い、言いだし易い雰囲気を作る
- 緊急連絡網を常に最新のものに

10ー自己点検と改善

- 定期的に自己点検し、常に改善を
- 継続出来るように制度とシステムの改良・改革を
- 常に工夫と挑戦を行う

登録方法一覧 緑:稼働 黄色:地域制限あり

所属	金研身分	例	必要書類	入館登録 (毎日)	ICカード 貸与	対策の徹底	管理方法	今後の対応	来所
学内	有り	兼任, 民間研究員	確認書	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	契約書等に確認事項を盛り込む	可
学外	有り	客員, 兼業, 兼任, 民間研究員	確認書	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	契約書等に確認事項を盛り込む	可, 出張可地域による
学内	無し	共同利用者	承諾書, 来所 届け	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	来所届けの電子化	6月1以降可
学外	無し	共同利用者	承諾書, 来所 届け	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	来所届けの電子化	可, 出張可地域による
学内	無し	電顕, 分析, アル コア, 低温	承諾書, 来所 届け相当	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	申し込み, 確認, 来所届け, 機械使用記録の電子化	受け入れ対策終了, 登録方法整備後
学外	無し	電顕, 分析, アル コア, 低温	承諾書, 来所 届け相当	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	申し込み, 確認, 来所届け, 機械使用記録の電子化	可, 出張可地域による
学内	無し	一般訪問者	入館登録で 確認	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	来所届け, 確認, 入館登録の一体化	受け入れ準備整備, 書類等整備後
学外	無し	一般訪問者	入館登録で 確認	必要	使用者を 記録	ルールブック ク読了	各部署	来所届け, 確認, 入館登録の一体化	可, 出張可地域による
県内	無し	工事・納品等	工事前入館 登録で確認	工前登録 で管理		工前登録で 管理	各部署	登録内容の検討	可
県外	無し	工事・納品等	工事前入館 登録で確認	工前登録 で管理		工前登録で 管理	各部署	登録内容の検討	可, 出張可地域による

BCP レベル 2 における部門の業務計画の例

1. 現状の評価

- 1)十分に出来ていること
- 2)改善すべき内容、注意点、目標など

2. 行動の考え方や方針の定時

例:

- 1)実験については、お互いに感染防止に注意しながら調整して実施
- 2)論文読み等は自宅で実施
- 3)解析等も自宅で出来るものは自宅で実施

3. 学生への指導

- 1)XX バイトは引き続き自粛
- 2)多人数での集団行動は避ける
- 3)少しでも体調が悪ければ出社しない
- 4)県外旅行は必ず事前相談

4. その他特別な指示

- 1)XX の出張については、X 頃実施、XX はレベル 1 まで待つ
- 2)共同研究については XXX は受け入れ